

【注釈：本文出典等】

※1（本文 P.14 右段 第1段落）

コンプライアンスを進める上では、常に以下の4側面における問題点の把握と対策が重要である。すなわち、1）民事（第三者との関係での法的権利・法的義務、契約・労務・不法行為・訴訟などの対策を含む）、2）刑事（刑法犯・経済犯罪・贈収賄等の違法行為としての側面） 3）行政（未登録による権利無効・行政措置等行政法規違反などの側面）、4）メディア＝世論（取材報道等の影響の側面）を常に念頭に置く必要がある。

⇒「企業間紛争解決の鉄則20」（高取芳宏 中央経済社）の鉄則5、40頁以降参照。

※2（本文 P.14 右段 下から4行目）

FCPA の高額な罰金額の認定

⇒経済産業省委託調査 平成23年度中小企業の海外展開に係る不正競争等のリスクへの対応状況に関する調査（外国公務員贈賄規制法制に関する海外動向調査）報告書（平成24年3月／株式会社日本能率協会総合研究所）39頁（FCPA 基づく過去罰金額上記10事案についての表）

（http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/chousa_houkokusho.pdf）

※3（本文 P.15 左段 第1段落）

(1)FCPA

FCPA は、①証券区分を有する発行者や報告書提出を義務付けられている発行者（証券発行者）、②上記①以外の国内関係者（米国関係者）、③上記①および②以外で米国の領地内にいる人物（米国所在者）、または、④それらの役員、重役、社員、代理人、若しくはそれらの代理として機能する株主（従業員や代理人等）が、外国政府関係者に対してその公的立場における行為または決定に影響を与える態様で、金銭や価値のあるものの支払い、贈与またはその申し出や約束などを行う場合に違法としている。

⇒FCPA § 78dd-1 ないし § 78dd-3

※4（本文 P.15 左段 第2段落5行目）

適用要件として問題となるものとして、例えば米国関係者（②）には、米国市民、米国民、米国居住者、事業の主な展開地が米国内にある企業体および米国の州法などにおいて組織化された企業体などが含まれるものとされているが、

⇒FCPA § 78dd-2(h)(1)及びFCPA ガイドラインの Chapter 2: The FCPA: Anti-Bribery Provisions（11頁）

※5（本文 P.15 右段 2行目）

⇒FCPA ガイドラインの Chapter 2: The FCPA: Anti-Bribery Provisions（34頁）

※6（本文 P.15 右段 「(2)UKBA」説明 5行目）

⇒UKBA § 3(2)(b)

※7（本文 P.15 右段 「(2)UKBA」説明 12行目）

⇒UKBA § 3(6)

※8（本文 P.15 右段 「(2)UKBA」説明 最下行）

⇒UKBA § 8

※9 (本文 P.16 左段 3 行目)

⇒UKBA § 7(1)、§ 7(2)、§ 7(3)(a)、§ 7(5)(b)及び § 12(5)

※10 (本文 P.16 左段 16 行目)

⇒UKBA に関する英国政府発表ガイダンス「The Bribery Act 2010 Guidance」(以下「UKBA ガイドライン」という。<http://www.justice.gov.uk/legislation/bribery>)の Section 7 Item 42 (17 頁)

※11 (本文 P.16 左段 21 行目)

⇒UKBA § 7(2)

※12 (本文 P.16 左段 26 行目)

⇒UKBA ガイドラインの The six principles (20 頁以下)

※13 (本文 P.16 右段 21 行目)

⇒以前某大手新聞でも FCPA 等コンプライアンスの記事を掲載した際に、「大リーグの観戦は○」というような安易なリストを掲載していたことがあった。その観戦に至る経緯、相対的な時間、程度等により結論は変動するのであり、このような決めつけは危険である。